

「KY10995/pAM7-122株を利用して生産された5-アミノレブリン酸リン酸塩」に係る  
食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年11月5日～令和7年12月4日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報 <sup>※1</sup>	食品安全委員会の回答
<p>科学という人の叡知でこの自然全てを理解することは恐らく不可能だと考えますだからこそ経験を積み重ねることが大切で時間という篩を越えてこないと判らないことがありますそういう意味で新しい技術は如何に科学的に正しい安全だと思われても実際にはそうならない場合もこれまでも幾らもありますだからこそ遺伝子組換えにても慎重に慎重を期すべきだと考えますその点で安全という判断には疑問がありますが消費者の健康被害事例の収集等について指導を徹底することが必要であると注意を促したことはとても良いことだと思います</p>	<p>本食品については、食品安全委員会の指針<sup>※2</sup>に基づき、製造工程において生産菌及び副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されていること、従来の5-アミノレブリン酸リン酸塩と比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられること等により、安全性を確認しました。ただし、その前提として、設定された製品規格の適合遵守、消費者の健康被害事例の収集等が必要であるため、その旨の指導の徹底をリスク管理機関に要請いたします。</p>

※1 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。

※2 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の

最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」  
（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）別添）